

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊組対第1961号

令和7年7月25日

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたPairsアカウントに関する株式会社エウレカへの情報提供について（通達）

令和6年の熊本県内におけるSNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、認知件数は105件（前年比+56件）、被害額は約11億6,000万円（前年比+5億3,000万円）と前年に比べて認知件数、被害額ともに著しく増加しており、極めて憂慮すべき状況にある。

これらの詐欺のうち、令和6年中のSNS型ロマンス詐欺認知件数の2割強にあたる23件はマッチングアプリを当初接触ツールとする被害となっているが、その傾向は本年も継続しており、被疑者がマッチングアプリを悪用して被害者と接触を図っている実態が認められるところである。

この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した被疑者が犯行に利用していると認められるマッチングアプリのアカウント（以下「犯行利用アカウント」という。）について、迅速に運営事業者に対して情報提供を行い、事業者において利用停止や削除等（以下「利用停止等」という。）の措置を促す必要がある。

このような現状を踏まえ、このたび、警察からマッチングアプリ「Pairs（ペアーズ）」を運営する株式会社エウレカ（以下「エウレカ社」という。）に対して犯行利用アカウントの利用停止等を促す情報提供（以下「利用停止依頼」という。）を行うための要領について、警察庁と同社との間で下記のとおり合意に至った。

各位にあっては、Pairsアカウントを利用したSNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺（以下「対象事案」という。）の被害申告や相談があった場合には、要領にのっとり犯行利用アカウントの積極的な利用停止依頼を推進するなど、本件枠組みを適正に活用し、その対応に誤りのないようにされたい。

記

1 犯行利用アカウントの利用停止依頼の趣旨

エウレカ社では、Pairs内での迷惑行為や不適切な内容に対する利用者からの違反報告（アプリ内における通報機能）に基づき、利用者が同社の利用規約に違反する行為をした場合又はするおそれがあると判断した場合、強制退会等の措置を講じている。本取組は、警察において、対象事案の被害者、相談者等（以下「被害者等」という。）からの申出を受けた際に、被害者等によるエウレカ社に対する違反報告を促すとともに、当該違反報告に係る犯行利用アカウントに関する情報（以下「犯行利用アカウント関連情報」という。）を警察からエウレカ社に提供し、当該犯行利用アカウントの迅速な利用停止等を依頼するものである。

2 利用停止依頼の対象となる犯行利用アカウントについて

エウレカ社に情報提供を行う犯行利用アカウントは、対象事案の被疑者が利用していると認められるアカウントをいう。

3 警察における対応

(1) 被害申告・相談受理時の対応

警察署や警察本部（以下「警察署等」という。）において、被害者等から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、犯行利用アカウント関連情報を警察からエウレカ社へ提供することについて理解と協力を求めること。

(2) 犯行利用アカウントの利用停止依頼の手続き

ア 警察署等においては、被害者等の端末を確認して次の事項について確認すること。

（ア）犯行利用アカウント関連情報（アカウントステータス、ニックネーム、違反報告日）

（イ）被害者等のアカウント登録情報（メールアドレス、ニックネーム）

（ウ）警察署等においては、上記アについて別添様式に入力した上、組織犯罪対策課組織犯罪特捜第二係（以下「特捜第二係」という。）に速やかに送付すること。

（エ）特捜第二係においては、各警察署等から送付された別添様式の内容を確認して1日ごとに集約し、翌勤務日の執務時間内に警察庁担当係）に送付し、その後、警察庁担当係により、各都道府県から送付された別添様式の情報がエウレカ社に送信され、犯行利用アカウントの利用停止等について依頼される。

4 運用上の留意事項

(1) 利用停止等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的な判断を行うのはエウレカ社である。警察から利用停止依頼を行った場合であっても、利用停止等の措置が執られない場合も想定されるため、利用停止依頼を行えば、対象となる犯行利用アカウントが確実に利用停止等されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 犯行利用アカウントの特定

被害者等が被害申告するまでの間に自己の端末からアプリを削除し、端末から被害者のアカウント登録情報や犯行利用アカウント関連情報が確認できない場合があるものと考えられるが、アカウントの特定に当たっては、被害者にアプリの再インストールを求めるなど、講じることができる措置を漏れなく実施して対応すること。

(3) 警察官立会いでの違反報告

被害者等が警察への届出前に既に違反報告を実施したと申し出た場合であっても、犯行利用アカウントや違反報告日を明確にするため、警察署等において被害者自身から再度の違反報告を実施することについて理解を得られるよう努めること。再度の違反報告について協力が得られない場合であっても、被害者等が既に実施した違反報告日を可能な限り特定すること。

(4) 誤依頼への対応

利用停止依頼した犯行利用アカウントについて、事後の検査で犯行利用アカウントではないと判明した場合には、直ちに特捜第二係に報告すること。